

第百七十七回国
参議院外交防衛委員会會議録第六号

平成二十三年四月十九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十四日

辞任

川合 孝典君

石川 博崇君

小熊 慎司君

補欠選任

徳永 久志君

山口那津男君

江口 克彦君

四月十五日

辞任

江口 克彦君

補欠選任

小熊 慎司君

四月十八日

辞任

北澤 俊美君

補欠選任

ツルネ マリイ君

出席者は左のとおり。

理事

佐藤 公治君

榛葉賀津也君

谷岡 郁子君

岸 信夫君

佐藤 正久君

山本 香苗君

委員

石井 一君

小川 勝也君

大野 元裕君

ツルネ マリイ君

徳永 久志君

広田 一君

猪口 邦子君

宇都 隆史君

島尻安伊子君

浜田 和幸君

国務大臣

外務大臣

防衛大臣

副大臣

防衛副大臣

大臣政務官

外務大臣政務官

防衛大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣府大臣官房審議官

総務大臣官房審議官

法務省人国管理局長

資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官

海上保安庁次長

山本 一太君

山口那津男君

小熊 慎司君

舩添 要一君

山内 徳信君

松本 剛明君

北澤 俊美君

小川 勝也君

徳永 久志君

広田 一君

矢嶋 定則君

上田 健君

三輪 和夫君

高宅 茂君

中村幸一郎君

城野 功君

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐藤公治君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、石川博崇君、川合孝典君及び北澤俊美君が委員を辞任され、その補欠として山口那津男君、徳永久志君及びツルネマリイ君が選任されました。

○委員長(佐藤公治君) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は既に終局しておりますので、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(佐藤公治君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤公治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤公治君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事

会協議のとおり、政府参考人として内閣府大臣官房審議官上田健君外四名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤公治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤公治君) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。松本外務大臣。

○国務大臣(松本剛明君) ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

改正の第一は、東南アジア諸国連合日本政府代表部の新設を行うこととあります。

改正の第二は、インドネシアにある在ジャカルタ日本国総領事館など五つの兼館総領事館の廃止を行うこととあります。

改正の第三は、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとあります。

改正の第四は、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給に関する制度を改正することとあります。

なお、本法案は、平成二十三年四月一日に施行されることを想定しておりますが、これが実施されませんでしたので、所要の調整を行うため、衆議院においてその一部が修正されましたので、申し添えます。

○委員長(佐藤公治君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事

会協議のとおり、政府参考人として内閣府大臣官房審議官上田健君外四名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤公治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤公治君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事

会協議のとおり、政府参考人として内閣府大臣官房審議官上田健君外四名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤公治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、本件につき速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○委員長(佐藤公治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷岡郁子君 おはようございます。民主党の谷岡郁子でございます。

この質疑に入ります前に、この度の東日本大震災に際しまして、衷心より犠牲者の皆様に哀悼をささげ、また被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。

また、自衛隊を始め世界に不屈の日本人の姿を見せておられる現場の皆さんに対して深く敬意を持っております。

また、国際社会が日本に寄せていただいた友情に感謝するとともに、その礎を築いていただいた先輩日本人の皆さんに深い共感を覚えるものであります。

さて、この在勤法に關しまして私は賛成の立場で議論させていただきますけれども、その中で少し気になりますことを今から申し上げたいというふうに思っております。

この在外公館を増やす、大賛成でございます。しかし、その一方で、言わば活動費がほとんどシーリングを掛けられる中で狭まっているというような状況の中で、本当にしっかりと求められる使命を果たすことができるのであろうかというところがその一番の大きな課題であらうというふうに思っております。

そこでお尋ねいたします。在外公館における支出のうち、人件費、手当等、人件費比率というものが一体どの程度になっているのか、また、公館経費その他、車の手当てとか借地料、警備、様々なものがあろうかと思いますが、このような固定費というものがどのような割合になっているて、言わば裁量的な予算というものがどのような割合になっているのか、そこをお教えいただきたいと思っております。

○大臣政務官(徳永久志君) まず、平成二十三年度予算における在外公館の維持・運営経費は総額一千三百三十六億七千万円でありまして、うち、人件費は六百七十六億二千万円となっております。すなわち、在外公館維持・運営費に占める人件費は五九・五％、約六割が人件費ということになっております。

また、在外公館の維持・運営費の大半は、人件費、借料、光熱水料、通信費などいわゆる固定的な経費となっており、それ以外の経費は全体の五％未満ということとなっております。また、自由な予算であるとするならば、例えば今回の東日本大震災、これに合わせて本場に重要なコミュニケーションが在在外公館を通して行われなければならないと、それが果たして可能であらうかというふうに言わざるを得ないわけです。今後の状況といたしまして、これを、やはり裁量予算を取っていく努力というものは私たち政治家の使命としてやっていかなければならないことではないかというふうに感じております。

ところで、これは本当に日々刻々事態が変わっていく、そういう状況の中でスピードというものが大変要求されているというふうに思うわけですが、日本からの情報が海外関係者、在在外公館を通して届く、あるいは本省を通して届くまでに一体どのくらいの時間が掛かっているものなんでしょうか。

○国務大臣(松本剛明君) 昨今の情報化の時代でありますので、いろんな意味でかなり速く伝わることも多いというふうには理解をしております。私も外務省としても、時差等がありますけれども、できるだけその日のうちに在在外公館には連絡をして、必要な発信を行うようにというふうな指示をして、速い情報伝達に努めているところでございます。

○谷岡郁子君 昨日、ちよつとお尋ねをいたしました、実際に、例えば原子力安全委員会、そして保安院の方からのブリーフィングというものは大抵午後五時に日本の毎日定例として行われていると、次の日の四時に英訳等翻訳されたものが外国の皆様方にブリーフィングされているということをお聞きしたわけですが、それで間違いございませんか。

○政府参考人(中村幸一郎君) お答え申し上げます。

今回の地震被害情報でございますけれども、私も、これまで震災以降、昨日で約百報を重ねましたけれども、大体一日平均二報ないし三報ぐらい出してございます。そういったものにつきまして、当初の段階から英語版も作成をし、ホームページに掲載をしております。

今お尋ねのどれぐらいの時間が掛かっているかということでございますけれども、大体、日本語版を作成をした後、約数時間後にホームページの方に掲載をしております。そして、委員の方からお話ございましたように、大体毎日四時ごろでございます、夕刻ごろでございますけれども、外国プレス等の方々へのブリーフィングというのも実施をしております。

以上でございます。

○谷岡郁子君 この間の情報伝達の仕組みというものには様々な問題があるかと思っております。このネットの時代、デマなどが一瞬にして出て、そしてそれが世界中を覆うというような状況というものが続いておりますし、それが混乱を深めているということが明らかなのではないかとこのように思っております。この数時間、あるいは二十三日間というようなタイムラグというものは、後で大変重要な問題を引き起こすということが言えるかと思っております。

また、情報の内容にいたしましても、日本が情報を隠しているのではないかと、あるいは真実を明らかにしていないのではないかとという評価を受けておられます。これは理由は一体どこにあると

いうふうにお考えになっているでしょうか。まず原子力安全委員会の方にお話ししたいと思います。

○政府参考人(中村幸一郎君) お答え申し上げます。

私もとしては、できるだけ迅速に、かつ正確に原子力発電所で発生している事故、あるいはその環境のモニタリングやその結果ということを、地域の皆様、それから国内の皆さん、それから海外の皆様は情報を提供していくということが必要だと思っております。

しかしながら、一方で、現地におきまして情報が錯綜する中で、あるいはいろいろなところの対応をしていく中でどうしても時間とのせめぎ合いの部分がございます。そういったところについてできるだけ早く対応を検討し、それから関係各省との調整も速やかにし、さらに情報提供についてもきちっとしていくようなところというのは、これまでも必ずしも十分ではなかったというふうに反省をしております。

そういった点を十分に反省をした上で、これからにつきましては、情報提供の面あるいはそれに至るところの対応、検討のところについて意を尽くしていきたいというふうに思っております。

○谷岡郁子君 情報のスピードというのが今の時代、本当に大切なことだろうと思っております。

その一方で、情報の信頼性というものがどのように担保されるのかということについて考えますと、それはいかに、例えば経済産業省という利害を持った役所から出てくる、つまり保安院から出てくるものなのか、例えば原子力安全委員会のようにな少し離れた第三者機関、そして学識者組織としてみなされるものから出てくるものなのか、この第三者性ということが重要にならうかと思っております。

また、使われる用語の定義というものがいかにきっちりとなされているか。また、出される数字というものが一つにしか解釈できないような懇切丁寧な、その中身についてのきちんとした内容が

出されているか。今回でいうならば、何ベクレル、何シーベルトということは出ておりますが、例えばアルファ線から中性子線までの様々な線の内容がどうなっているのかということについてあるいは核種、様々なアイソトープの種類というものがあるものであるのか、しかもそれはどのように測られたのか、どのような計算式に基づいて出されたものなのかという解説が余りにも少ない。その上で、科学者たちの検証に堪えないものが多過ぎるのではないかとこのように感じています。

その意味におきまして、やはり今、科学的に、国際的に水準とみなされるものに達しているかどうかということにつきましては、これは原子力安全委員会はどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府参考人(中村幸一郎君) 私どもの方では、例えばモニタリングの結果につきまして、原子力発電所の外のモニタリングの結果につきましては、これは文部科学省あるいは都道府県、とりわけ福島県でございますけれども、やった結果につきましてそれを、結果を公表すると同時に、その内容について原子力安全委員会の方におかれまして、その結果というものが意味するということにつきまして御意見あるいは御提言というものをいただいております。

また一方で、IAEA、国際原子力機関におきまして、並行する形で幾つかの地点において幾つかのやり方において測定をし、また結果を発表され、そしてまたその解釈もされておられるかと思ひます。

そういった客観的なデータというものにつきまして、先生おっしゃられたとおり科学的な裏付けも添えるような形、あるいはそれが意味するところを付け加えるような形で情報提供をしていくということが必要だというふうに思っております。

○谷岡郁子君 今申し上げたように、科学的なデータというのは検証性というものが明らかである

ということにおいて初めて量、質ともに必要な範囲を満たしているというふうに思ひます。

そういう声というのは、例えば在外公館を始めとしたしまして外務省にいろいろな、ちゃんと出していないんじゃないか、不明なんじゃないか、十分でないんじゃないかという声というのは届いているんじゃないかというふうに思ひますし、また届いていないというふうに思ひますし、そういう海外の温度というものを、また感触というものを察知できる、そういうお立場にあるのが外務省であり、また在外公館であるというふうに私は思ひますが、この辺について、やはり国内から出てくる情報、官邸等から出てくる情報についてやはり厳しい目でフィードバックをなさって、そしてどういった形で情報が出されなきゃいけないかということをやっていたかなきゃいけないという重要な役割を担っていらっしゃると思ひますが、そこについて、大臣、いかがお考えになっておりますでしょうか。

○国務大臣(松本剛明君) これはおっしゃるとおりでありまして、私も政府の一員でありますので、ここで御説明を申し上げるという意味では、政府の一人として全体としてこれから努力をするということをお願いしなければいけない立場でありますけれども、中では我々も海外で得られた情報は的確に中で共有をし、さらに、必要な点があれば中ではしっかり求めていくというのが外務省の立場ではなからうかと、このように考えているところでございます。

先ほど谷岡理事からお話がありました、やはり原子力発電所の事故についても、当初の段階ではやはり未曾有の災害の大きさというものの実感は私どもは伝え切れていなかった。データ等の量についても、そういった災害で収集できているもの、できていないものがあるということが伝え切れていなかった面もあるのではないかとこのように思ひます。

その点では、今、各国から専門家を積極的に受け入れる姿勢を示すことで、日本の言わば現

場を見ていただいた国々は本国に的確に日本が努力をしているといったことも御理解をいただいているのではないかとこのように思ひます。IAEAも、被災から一週間後に来られた時点では更に情報提供の質を上げるようにと、こういうお話でありましたけれども、現段階では日本は透明性には大変な努力をしているというふうに事務局次長も御発言をいただいているというふうに理解をしております。

○谷岡郁子君 その外国から日本が十分に情報を出していないと言われることの一端の中には、恐らく国内に対しても、例えば私たち国会議員に対してもその情報が十分でないということがその一つにあり、また同時に、一体どこに問い合わせるのか分からない。そういう組織であるという、また組織図がまだいまだに、この間、委員会でも佐藤委員からも御指摘がありまして要求ありましたけれども、それがいまだ出てこないというような形で、その窓口すら明らかにしないというふうな状況があると思ひます。

最初の、この大震災、これが本当に千年に一度と言われるほどのものであれば、当初の混乱というものは理解ができます。しかし、もう一か月以上たつていてということであれば、はっきりどこに何を問い合わせることができるのか、どういう組織の図になっているのかということが分かるくらい、その程度のやはり情報というものは明らかにしていただきたこと。国内のことがしっかりとるものが伝わってしまふということをよくお考えになつていただきたことというふうに思っております。

それで、今回の中で、この委員会でも取り上げられておりますが、汚染水が、まあどちらかというと低濃度というふうに言われておりますけれども、大量にまかれたということについて、この問題が丁寧に事前に大使館を始めとする、あるいは各国政府に伝わっていないかということが大きな問題というふうになっておりました。私も全く

同じことを感じております。

資料を今日お配りさせていただいたものは、私が推測に作ったものでございます。「原発事故とその類型」となっておりますが、原発事故とその影響範囲とその類型ということで御理解をいただきたと思ひますけれども、原発事故というものは何も、直接避難をしなきゃいけない人が出てきた、あるいは日本の国内でそれだけの人が風評被害等の影響を受けるというだけにとどまりません。

ここで御覧になればお分かりになるように、自然の被害、人間の被害、両方ございますし、これは経済被害であり、またメンタルな被害であり、健康の実際的な被害であると同時にリスクでもございます。そして、同時にこれは自然の被害でもあって、鳥や花たちが、何も選挙権を持ってそして陳情するわけではございませんが、実際に彼らもまたその影響を受けている。

とりわけ人間の健康、何シーベルトまでがオーケーなんだということばかりが言われておりますけれども、この日本におきまして先年開かれたCOP10、生物多様性会議でも明らかのように、より単細胞の生物ほど大きな放射能の影響を突然変異という形で受けます。そして、それが私たちの生態系の、そして食物連鎖の基盤になっているものでもある。非常に長期にわたって絶大な被害を自然に及ぼしたということがこの大気中の放射能、また海洋への放射能ということがよつてもたらされる可能性があるということだろうと思ひます。

ある意味で地球社会に対して大きな罪を日本はなしてしまつた。最初のその爆発ということがどれだけとどめられたものなのか、不可抗力であつたものか、それはもちろん議論の余地があると思ひますし、また高濃度の汚染水を垂れ流すわけにはいかない中で万やむを得ないという御判断については私どもも理解しておりますけれども、それでもきちっとした通告、また説得なしに、了解なしにこれをやつてしまつたということは、日本

は何をやらか分らない国であると、そのような信用の欠損というものを引き起こしてしまっているということがあり得るといふに私は思っております。

この科学技術立国としての不断の努力によって六十数年間で先輩たちが築いてきたその科学技術立国性というものが、一つにはこの日本ブランドが信認を失ったこと、もう一つは何をやらか分らない、国際的な規範意識というものに欠けるかもしれないと思わせたしまったということは、本に重大な私たちの罪であり、そして負っている感じがしておりますが、それについては大臣はどのようにお考えになられているのでしょうか。

○国務大臣(松本剛明君) 低レベルの放射性の汚染水の排出については、当委員会でも御議論を賜ったところでありますので繰り返して詳細を申し述べることはもういたしませんけれども、緊急性というものでそのような判断に至ったというふうには私自身も理解をしているところであります。結果として、やはり国際社会、近隣の国々への説明というもので大きな問題提起を各国からもされておられることを受け止めるべきではないかと、このように思っておりますし、結果として、やはり政府としてこのことに対する認識がいかなるものだったのかという批判にも甘んじてこれを受けなければいけないと、このように考えております。

今後は、改めて国際社会への説明をしっかりとさせていただくことによって、まさに今、谷岡理事おっしゃったように、一つずつでありますけれども信頼回復に努力をしなければいけないと、このように思っております。

また、技術という面でも、現段階ではまだ進行中の事態に対応中でありますけれども、本件をしつかりと検証することによって改めて日本としての責務を果たしていくことが私どもの大切な役割ではないかと、このように考えております。

○谷岡郁子君 安からう悪からうと言われた日本

製品が信用を勝ち取るまでには何十年も掛かりました。私たちの先輩が築いてきた日本への信用というものは、しかし壊れるときは一瞬で壊れるものだと思います。そして、それを再び得ていくというのは本に本当にマイナスからの出発ということ、小委員長が前に指摘されたように、本に私たちは重大なことを引き受けてしまったんだという肝に銘じなければならぬ。

私がもし野党の議員であつたならば、総理の首を差し出せとさう言っていたと思いますが、与党の議員なので今それを言うことはいたしません、しかしながら、そういう問題であるということとを重々お考えになつて今後の対応をしていただきたいと思ひます。

○宇都隆史君 おはようございます。自由民主党の宇都隆史です。

まず、震災対応で非常にお忙しい中、松本大臣以下御出席をいただきましたことを心から感謝を申し上げまして、早速ではございますが質問に入らせていただきます。

まずは、本日議題となります法律案のこの在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、これについて、おむねこの法案の趣旨に關しては賛同いたしますが、一部關連する件に關して質問をさせていただきます。

この法案、最大のポイントに關しては、東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設する、このことに尽きると、このように思っております。松本外務大臣は、四月十三日の衆議院の外務委員会において答弁なされておられるように、経済的な連携の面でもASEAN外交は非常に重要である、このように述べられました。私も非常にその面に關しては同じように感じております。また、これ同様に、今回この東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設することは、台頭してくる中国に対して我々の政治的な強いメッセージを発信するという効果も私はあるのではないかと、このように思っております。

ております。しかし、一つ心配なこともございまして、東南アジアという地域的な特徴的に、海賊の発生あるいはテロの発生等が頻発している地域でもござい

ます。

そこで、松本大臣にまず質問いたしますが、現在の大統領、各国におきましては在外公館の警備状況。例えば米大統領に關しましては、米大統領館は米国の海兵隊がこの警備を任務として預かっているわけですが、我が国の大使館の警備というのはどのようになっているか、一般的で構いませんので教えてください。

○国務大臣(松本剛明君) 御案内のとおり、在外公館の安全確保は、一義的には接受国の義務、責務ということとされておられるところであります。が、私どもの外務省についても、必要に応じて警備の体制を整えるようにということで、在外公館それぞれ事情が異なっておりますけれども、必要な対策を取らせていただいているものというふう

に考えております。

○宇都隆史君 それぞれの在外公館において警備官というものが、国内からは警察官あるいは自衛官等も派遣されながら警備の体制を取っているというふうには認識しているんですけども、極めて人数が少ない中で運営をしていると。あるいは、その実質的な警備の状況というのはその国の民間の会社等に委ねているのが現状だと思ひます。

そこで、本年四月六日にコートジボワールにおいて日本の岡村大使公邸で起きた事件、この事件について大臣は承知されておりますか。

○国務大臣(松本剛明君) はい、承知しております。

○宇都隆史君 私も、この震災の中で起こった事件でありましたのでなかなか表に出なかった事件でありますけれども、非常に重大な事件だと思ひながらこのニュースを見ておりました。

日本岡村大使公邸に武装した傭兵部隊が押し入つて約五時間にわたつて占拠をしたと。大使等に被害はなかったということですが、この警備員であつたりあるいはこの職員が一部行方不明になつておられるというふうな、こういうふうな状況でございます。

岡村大使自身は生きた心地がしなかつたと、傭兵はまたやつてくるおそれがあるということで非常に心配をなされておられるという、このようなコメントを残されているんですが、このような在外公館の警備体制、抜本的にやはり見直す必要があると思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(松本剛明君) コートジボワールの今回の件に關しては、事態はもう今お話がございましたものでおむねそのとおりでございますが、今後、この件、こういったことが発生をした背景若しくは事情、それからおつちやつたような警備も含めて、今後の対策等についてはこの件を改めてしっかりと見詰める必要があると、この御指摘はそのとおりだろうというふうには思ひます。

○宇都隆史君 確かに、治安の良くない在外公館においては、いろいろなことを考えながら警備に遺漏なきことを考えていかなければならないというの

四十九名いると伺っているが、定員を見ると六十一名である、定員を満たしていただきたいというのがまず第一である。また、更に人数を増やして幅広い、自衛官を海外に送り出して世界の平和の防衛ネットワークの構築にも資していただきたい。これに対して北澤防衛大臣からは、理想に沿うような検討は是非させていただきたい、このような答弁をいただいております。

小川防衛副大臣にお尋ねしますが、防衛省としてこの検討というのはもう既になされておりますでしょうか。

○大臣政務官(広田一君) 御答弁申し上げます。

まず、この昨年の大石委員からの御提案につきまして、防衛省としても検討を進めているところでございます。同時に、宇都委員御承知のとおり、この防衛駐在官の派遣には大きな制約があるということも事実でございます。そもそも厳しい定員事情もございますし、また防衛駐在官として適切な人材を育成するのにも時間が掛かります。そういった意味では、大幅な新規増加といったものには困難が伴うわけでございますけれども、そういった中でも、近年においても、平成十七年度にはクウェート、二十年度にはスーダンの方に新規の純増として防衛駐在官を派遣をしているところでございます。

こういったような中で、厳しい定員事情もございますけれども、外務省とも連携をしまして、特に徳永政務官は非常にこの点についても深い御理解を賜っていると思いますので、効率的、効果的な配置を確保していくように引き続き努力をしていきたいというふうに思っております。

○宇都隆史君 検討は防衛省、外務省の間でも逐次なされているという認識でよろしいわけですね。

引き続き、何とか定員を満たすという努力をしていただきたいと思います。と申しますのも、やはり防衛駐在官の任務の一つには、各国から安全保障にかかわる情報入手するという重要な任務があります。なかなか、軍に所属している制服を

着ている方々というのは自分の任務に対する任務上の秘密を守るようなところもありますので、同じような立場の人間に対してやっぱり必要な情報を与えるという、そういうところもありますから、是非その辺は考慮をしていただきたい、このように思っております。

先ほどの、外務省の方に在外公館の警備状況のあるべき姿について大臣の方に確認をしました。防衛省として、同じくこの在外公館に対する警備、今の形と、またあるべき姿についてどのようにとらえているか、見解をお聞かせください。

○副大臣(小川勝也君) 先ほど外務大臣の方から答弁があったとおりでございます。

今、いわゆる駐在武官についてのお尋ねがあったばかりでございます。たくさん駐在武官がいて在外公館をきっちり守れるという状況は、これは実現が不可能なわけでございまして、一次的にはその当該国の警備体制に守っていただくというのが基本になろうかと考えております。

○宇都隆史君 今何ができるかというのでお話しすれば、今副大臣が言われたまさにそのとおりだと思ふんですけれども、やはり私は、あるべき姿を追求していくのがやはり防衛省としても本来取るべきスタンスであると、このように思っています。やはり海外において我が国の邦人を守る、あるいは全権を委任している特命大使をそこに置いているわけですから、その生命を自分たちの力でしっかりと守れるという体制をつくるのが独立国家として当然の形だと思えます。それができた前提の上でいろんな外交上の話合い、調整ができるのではないかと、このように思いますので、そういうところを、今日の前にできることだけの検討だけではなくて、実際の本来あるべき論、そういうところにもやはり言及して、与野党でこれは、防衛関係に関しては党派を超えてやらなきゃいけない問題ですからしっかりと議論を煮詰めていっていただきたい、このように思います。

さて、次に、先週末にありました外交上重要な

点に關しての質問に移させていただきます。

週末に実は米国の方からクリントン米國務長官が来日をされておりました。外務省のホームページによりまして、昼の十二時五十分からの三十分間、外相会談を行い、その後、午後三時五十分からの同じく三十分間、総理と表敬を行ったと、このようなことが出ておりました。

ホームページに掲載されたクリントン長官からのメッセージ、確認しましたところ、外相会談においては、本日は米国を代表して日米の友情の強いきずなを示すために来日された。総理の表敬のときの長官からのメッセージとしましては、今回の来日は同僚とお見舞いを伝えるのみならず、日米の継続的パートナー関係、友好関係を確認するものであると、このようなことを記載されているわけですが、外務大臣にお尋ねします。これ以外にクリントン國務大臣の方から伝えられたメッセージ等はございましたか。

○國務大臣(松本剛明君) 今回の訪問の主な趣旨は、今、宇都委員がおっしゃったこと、そして、日米のパートナーシップの下で日本の復興というものを力強く支援をしていきたいと、こういうメッセージをいただいたものと理解をしております。

○宇都隆史君 産経新聞の記事の中からの引用なんです。外相会談をした後の共同声明の中でクリントン國務大臣の方からは、米国の専門家は前代未聞の規模の危機だと認識していると非常に強い指摘があったと、このような記事が出ておりますが、これに關しては事実ですか。

○國務大臣(松本剛明君) 今回の原子力発電所の事故については、私も米国の米国のように認識をしていないのではないかと、このように思っています。

○宇都隆史君 先ほど大臣からありました、今回のクリントン國務長官の来日の意図はホームページにあるのとおりだというような御答弁ございましたけれども、私は果たしてそれだけだったのかなと思っております。また、日

本の外務省が、ただそれだけのためにクリントン國務長官が来日されたというふうな認識であれば非常に甘いのではないかと。

クリントン國務長官がわざわざ来日されて外相会談を行った、総理に対しても表敬を行った、その裏に、行動に隠された外交的なメッセージを読み取るのが外務大臣としての非常に重要な職責だと思ふんですが、その裏の行動に隠された米国としての強い意思、これを大臣としてどのように認識されていますか。

○國務大臣(松本剛明君) まさに同盟国の復興を期待するというのが意思であったというふうに感じております。

○宇都隆史君 私は、大臣の今のその認識、非常に甘いと、このように思っております。ヒラリー・クリントンという政治家は、オバマ大統領とも大統領選を争った方なんです。場合によってはアメリカ合衆国、米軍軍隊の百四十万人を率いる最高指揮官の地位も取れたかもしれない、そういう政治家がわざわざ来られて外交的なメッセージを与えに来たわけなんです。

私は、個人的にはこう思っておるんですが、日本の原発対応に対して強いイエローカードを突き付けにきたんだと、このような認識をしております。二つ、二点あるんですけど、一つは、後手後手に回っていること、二つは、汚染を放っていること、これに対する強い抗議。海洋投棄に關しても、各国に対しての周知がなされましたことに対する強い懸念を表明しています。またもう一つは、今の国際情勢というのがCO₂の削減あるいは環境問題の高まりの中で、化石燃料に頼らない新たなエネルギー政策を見直すべきだという論調が非常に高まっている中で、原子力発電のこの政策というのが改めて見直されている時期でもあった、この中で重大な事故。原発の推進政策を取っている国にとっては、これは非常に大きな打撃であり、自分たちに対する政策のブレーキであるという強い認識を持っていると思うんです。

こういうことに関して強いメッセージをやはり

日本に与えてきたのではないかと、このように思っています。いかがでしょうか。

○国務大臣(松本剛明君) 私は、会談をいたしまして率直にお話をさせていただきました。もちろん震災に関するお話を申し上げると同時に、原子力発電所事故を含めた震災の対応について私どもの方からお話をさせていただきましたけれども、

長官、米国からは先ほどお話をさせていただいたような趣旨で私はメッセージをいただいたと思っておりますし、それにこたえていくのも、また我が国の同盟国として、そして国際社会の一員としての責務であろうというふうに思っております。

おっしゃったように、原子力安全の向上、強化というのがこれから国際的に大変重要なテーマになるということは、もちろんこれまでもそうでありましたけれども、今回の事故を踏まえてこれが

一つの大きな国際社会での議論のテーマになりますし、これに対して、私どもはしっかりと今回の事故を検証していきながら情報提供し、また安全性向上、強化に国際社会の一員として主導的な役割を果たす責務があると私は考えております。

○宇都隆史君 今回の会談の内容をホームページでも、いろんなところで確認しましたところ、政府側にこの原発の問題、あるいは今回の大きな東日本大震災で起こった影響が国内問題としてしかとらえられていないようなイメージが非常に強いように、いや、もしかしたら大臣はそうではないかもしれないが、それをしっかりと海外に対して発信できているのかというところは、私は非常にそこは疑問に思います。

先ほど谷岡委員の方からもありましたけれども、この原発事故というのが国内問題ではなく、いろんな国外に影響を及ぼしている。原発のいろいろな放射線に伴うような汚染に対する被害ももちろんそうですけれども、風評被害もそうです。あるいは、原発の科学技術の安全神話を崩したということでもこれは大きな影響を与えているわけですし、あるいはドイツの選挙を見てみると政治的な影響も大きく与えているわけですね。

国外に対してこういうようないろんな影響を与えているのであれば、海外から来られた要人に対して、まずは海外に対してもいろんな影響を与えてしまつて申し訳ないという海外向けのメッセージを発するのが本来の筋だと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(松本剛明君) クリントン長官とは、震災以降も電話も含めまして既に三回会談をする機会があり、今回が四回目になるというふうに記憶をいたしておりますけれども、この間、原子力の状況については私から直接お話をいたしますし、また、ほぼ日々対外的に原子力の状況はお話しさせていただいていることは米国側にもしっかりと伝わるような形になっているというふうに理解をしております。

その上で、おっしゃったように、私どもとしては国際社会に対して、この原子力の状況、今できることは現在行っていることをしっかりと透明性を持ってお伝えすることでありまして、今後、検証から安全性の向上強化に努力をする、このことはしっかりと努めていきたいというように私どもも考えておりますし、そのように政府全体としても認識をいただいているものと思っておりますところでございます。

○宇都隆史君 大臣、是非、海外が注目しているのは、決して友愛とか日本を助けたいというヒューマニズムだけではなくて、今回の問題が海外にとつても非常に大きな影響を与える問題であるから海外も早く収束をさせてほしいんだという、こういう気持ちを持って応援しているという、こういう認識を持っていただいている、是非、国内問題ではないんだと、もうこの問題は、世界中を引っかき回しているような非常に厄介な問題を我々が抱えてしまったんだという強い危機意識、これを持っていただきたいと、このように思っています。

さて、この会談の中で取り上げられた問題ですので一つ触れさせていただきますが、防衛閣僚の日米安全保障協議委員会、いわゆる2プラス2の

延期に関する言及もございました。大臣からはできるだけ早いタイミングでという発言をなされたように今回の報道ではなされておりますが、外務大臣、具体的にこれは現在のこの災害の対応の段階がどのぐらいまで落ち着いたところを念頭に置かれているんでしょうか、あるいはどれぐらいの期日までという期限を切って実現させようと思われているんでしょうか。

○国務大臣(松本剛明君) 今、災害の対応についてはまさに復興、そして原子力発電所については、事業者の東京電力からでありますけれども、工程表というんでしょうか道筋が示されたところでありまして、これもまだ言わば計画的なものが出た段階ですから、この進捗というのがどのぐらい軌道に乗っていくのかということは、少なくとも滑り出しを見ていかなければいけないのではないかと今思っております。

その意味で、私自身ももちろんでありますけれども、直接自衛官多数に責任を持っておられる防衛大臣がどの段階で我が国を離れることができるのかということが今の段階では一概に言えないということ、ここしばらくの開催というのは難しいのではないかと今先週私は記者会見でも申し上げた記憶がございます。

率直に申し上げます、今回震災対応でまだどうなるか分かりませんが、一般的には、ゴルデンウィークというのは、私どもは国会を比較の出ることが可能で、向こう側は平日で比較的调整しやすい時期ということで、あらゆる国際的な接点を割とゴールデンウィーク前後に調整をするというものが過去これまでも行われてきたことで、私どもも一般的にはそういうことも念頭に考えたこともあるわけでありまして、現実問題として先週の時点でその辺りまではまだ、そういう調整できるということがその時点で、今の時点でその時点は動けるということが確認できるという状況にはないということ、それ以降でできるだけ早い時期にということで今調整をさせていただいているというのが率直なところです。

私どもとしては、早くやるというのが一つのまたメッセージにもなるし、必要なことだという認識は変わっておりません。

○宇都隆史君 これは防衛省の十万人体制をどの段階で削減していく、縮小していくかという話ともリンクしてくる話だと思うんですが、是非、現在の災害の状況次第で流動的になるんだと、そういうような認識ではなくて、自ら積極的にマイルストーンをつくって、こまめにできれば自衛隊も何万人規模に収束させたいと、この時期までには出さなきゃいけない、そういう道筋をしっかりと協議の中でつくっていただきたいと思ひます。

といいますのも、今回の五月末までに2プラス2の日米間の合意をしようという決定の裏には、二〇一四年返還の合意内容を達成するという大前提のものが切られていく状況があるわけなんです。米国の予算成立のスケジュール、このことを考えた中では、どうしても五月末までには話をきっちり付けておかなければならない。向こう側のこれは都合というものがしっかりとあるわけですから、我が国が今大きな問題を抱えているこの災害をいかにして復興させるかという重要な状況ではありますけれども、外交というのは相手もまた待つてくれない問題でもございます。

そのところは野党としても、海外に行つたからといって震災をほっとくのかと、そういうような対応はするつもりはありませんで、しっかりと国の外交のことは外交のこととしてやっていただくことを私としてはお願いを申し上げたいと、このように思っています。

さて、質問の内容を若干変えまして、同じく外交関係の質問ではございますけれども、現在の大きな震災が三・一一に起こつてから一連の流れを見ておきますと、国の、内閣の目が震災対応に非常に奪われていて、その他のことに対して若干視点がそがれていることに対して危惧を持っております。実は、この三・一一の大震災の後に特に起こっている事象でもあります、外交上のいろいろ

○国務大臣(松本剛明君) 我が国の法律に基づいて検察当局が行っていること、また検察審査会がされていることに私から抗議をする立場にはないと理解をしております。

○宇都隆史君 当時、那覇地検はこのように言っているんですね。我が国の日本人に対する影響と日中関係を考慮して不起訴処分とすると、釈放するというふうな判断をしているんですね。私もまさに日本人に対する影響、それから今後の日中関係の影響を考えるのは外務大臣の職責ではないですか。

○国務大臣(松本剛明君) 外交については私もしっかりと責務を果たしていきたいと思っておりますが、検察当局の独立性について私どもから何かコメントする立場にはないと承知をしております。

○宇都隆史君 検察の立場と外務大臣としての立場、そこに対して言及をしているのではなくて、私は、外務省としてのそもその姿勢、我が国の国益を守ろうとしている姿勢に非常に弱いところが見られると、このところを指摘をしております。これは是非、ほかのところにも現れておりますので、外務大臣としてやはり我が国の国益を守るための姿勢をしっかりと貫いていただきたい、このように思います。

同じような懸案について別の件について質問をさせていただきます。

小川防衛副大臣にこれは質問いたしますが、三月二十六日、東シナ海中部海域において警戒監視中の護衛艦「いそゆき」に対して、中国ヘリが水平距離約九十メートル、垂直で約六十メートルの距離に接近して周回飛行したと、このようなことがありました。また、四月一日にも同じように、距離的にもほぼ変わりません、水平九十メートル、垂直約六十メートルの距離に接近して二周周回していったというふうな報道がなされておりますが、防衛省として、この距離に迫る飛行というのは極めて危険、逆にこれは威嚇でもあるというふうに取り得ると思うんですが、防衛省の認識を教えてください。

えてください。

○副大臣(小川勝也君) 今委員から御指摘がございましたように、三月二十六日、四月一日、そして距離も御指摘をいただいたとおりでございます。海上自衛隊の護衛艦「いそゆき」に對しまして、中国海監総隊に所属すると思われる航空機が近接いたしました。

これらの飛行は、護衛艦の乗員に危険を与えかねず、また偶発的衝突を招くおそれのある大変極めて危険な行為であるという認識を持っておりま

す。

○宇都隆史君 ありがとうございます。防衛省としてはこれは極めて危険な行為だというふうな認識を持っているわけですが、現状の法体系の中で自衛隊としてあるいは海上自衛官として行える行為というのは非常にこれは限られておりますよね。恐らく現場ではもう最大限でできる限りのことを法律の範囲の中でやっているんだと思います。その中でやれることとしたら、これ外交ルートでの抗議しかないわけですよ。

防衛白書の中でもこのように書かれているんですが、これは昨年からずっと続いていることです。防衛白書の中にはこのように書かれているんですが、外交ルートを通じて事実関係の確認と申入れを行った、あるいは外交ルートを通じて中国政府に抗議を行った。

〔理事 榎葉賀津也君退席、委員長着席〕

つまり、外務省の方がしっかりとやってくれないければ、防衛の現場あるいはいろいろな現場、海上保安庁の現場もそうです、頑張っている隊員たちの本心に真摯な努力、これが報われない、国家としての姿勢が示せない結果になるわけですから、外務大臣、今回の中国のこの護衛艦に対する接近事案、この件に関しては抗議はなされておりますか。

○国務大臣(松本剛明君) 今おっしゃったように、また防衛副大臣からも認識が示されたように、本件についてはかかる行為は危険であるという

取らないように既に申入れを行っております。

○宇都隆史君 確認いたしますが、それは大臣から行っているという認識でよろしいですか。

○国務大臣(松本剛明君) 本件についてはあらゆる外交ルートを通じて行っているというふうに申し上げさせていただきますと思います。

○宇都隆史君 再度確認いたしますが、大臣は、じやこの件に関しては大臣として何らかの表明をした、あるいは会見をした、申入れを行った、そのようなことはやっていないという認識でよろしいですね。

○国務大臣(松本剛明君) まさに、国益を守るためにどのようなルートでどのような方法でいつどの段階でやるかということを選択的に判断をするのが私の仕事だと思っておりますが、本件が危険な行為であり、私どもとしては申入れを行うべき内容である、若しくは行った内容であるということ

は私の会見などでも申し上げております。

○宇都隆史君 どのルートを選択したかのその権限が大臣にあるかないかの質問はしております。大臣がやったのかどうかの確認だけここではさせていただきます。

○国務大臣(松本剛明君) 適切に対応させていただいているというふうに申し上げたというふうに御理解をいただきたいと思います。大臣から大臣への申入れというのは、今件について今の段階までは行っておりません。

○宇都隆史君 三月二十五日、私は本委員会、ロシア軍機における領空接近事案をめぐる関連で大臣に質問をいたしました。我が国の領空を侵犯したわけではない、公海上であるので抗議を行うつもりはないというふうな御答弁でございましたけれども、これは同じく我が国の領空に對して接近する事案、公海上とあれ我が国が対応しなければ領空に入っている可能性が極めて高いコースを飛行している事案なので抗議をしていた方がいい。あるいは、日本政府として何らかの意思表示をしていただきたというふうな私からの意見を行なったんですけれども、全く同じようなことで、

大臣としてこの国の国益あるいは日本国としての姿勢を示そうという気概が私はないんじゃないかと、このように思います。

同じような件で、竹島の件についてちょっとお話をさせていただきますが、この三月中旬以降におきまして竹島の開発が非常に大きく進められております。具体的には四つの計画が進められておるわけですが、二つについてはもう既に着手して進められておる事業です。一つは、ヘリポートの改修工事。これは、ヘリポート、現在は小さなヘリポートですが、これが、改修が終わる五月に竣工されると四十人乗りの大型ヘリが二十四時間発着可能になる。このような工事がもう既に三月中旬から着手されています。あるいは、住民の宿泊拡張工事。これは四月に現在着工して、五月に同じく竣工ですが、現在、キムさんという老夫婦二人だけが居住しているわけなんです、それを最大四十人ここに居住することが可能にするような施設、これを既に造り始めていると。

あるいは、まだこれは今からの着工でございますけれども、海洋科学基地建設計画あるいは防波堤建設計画、このような計画が逐次進められているわけですが、大臣、このことに関して大臣は記者会見の中でこのように述べられています。これは共同通信の記者からの質問で、大臣御自身あるいは政務三役として正式な抗議の意思をこれまで表明されたのか、また今後この総合海洋科学基地の問題で抗議を表明する御意思があるのかどうか、この点を確認させていただきます。この質問に対して大臣は、直接申し上げるということは今のこと

ころ行っておりません、今後私どもの立場をしっかりと先方に伝えるとともに、私どもの国のために働くという意味で適時適切にまさに対応していきたいと考えております。このように非常に曖昧な答弁をされているんですね。

大臣、日本の外務大臣ですから、これ以上この竹島の不法占拠状態を悪化させないという意思を今ここで表明していただけないか。

○国務大臣(松本剛明君) 竹島の状況について

は、政府としてのどのような状況として認識しているのか、情報があるのかということでは政府の情報管理の面もあるのではお答えを差し控えたいと思いますが、報道等によりまして、今、宇都議員がおっしゃったような内容があるということは私どもとしてもよく承知をしております。

その上で、ちょっと今この記者会見の部分を御引用いただいたのは正確な私も記憶が起りませんけれども、私自身も日韓の外相会談などで、竹島は我が国固有の領土であり、今お話がありましたような竹島のかかる措置については受け入れられないということは、韓国の外務大臣を始めとして私がお会いする方には、また会談をする機会にはしっかりと申し上げさせていただいております。

共同通信、その意味では、どの時点から、区切られた時点で私がお話をしたかというように趣旨であったとすれば、そのときには、その間にはしていないということを申し上げたことはあるかもしれません。

○宇都隆史君 先ほどの会見は平成二十三年四月十五日の夕方十六時五分からの会見ですので、是非また後から御確認いただきたいと思うんですが。

大臣がおっしゃっていることは日本側の竹島に関する認識を述べているだけなんです。それは抗議でも何でもなく、今やっていることに對しての中止を求める何らかのインセンティブを与えるための抗議でも我が国の意思表明でも何でもありません。

外務省の公式サイトに掲載されているこれは報道発表資料ですが、大臣と事務次官で非常に温度差が違ふ。事務次官にはこういうふうには大臣からで、これは大臣からの命令の下にやらせているんで、これが事務次官はどのように発言しているかという、我が国政府として到底受け入れられず強く抗議する、計画の中止を強く求める、こういうふう述べていると。事務次官はそうやってるんですね。で、松本大臣はどのように発言さ

れているかというと、大局を見据え、日韓関係全体に影響を及ぼすことがないよう努力して克服していくことが必要だと。あるいは、地震に際して、韓国政府の多くの国民の方から深甚なお見舞いの言葉と多大な御支援をいただいております、これに感謝する気持ちに変わりたいと。感謝することとはもちろん大事ですよ、大臣。しかし、大臣がこの竹島に対してストップを掛ける強い抗議をするのが国際的に強い影響力を持つということを考えてときに、大臣がやはり私はすべきではないかと思うんですが、もう一度質問いたします。

大臣、この竹島をこれ以上悪化させないために必要な抗議を取られる御意思はございませんか。

○国務大臣(松本剛明君) 竹島に関するかかる措置については、私どもとしても受け入れられないものであるということをしつかり申し上げているという趣旨で先ほど申し上げさせていただきましたが、具体的に会談で私がどのような申し上げをしているかということは、ここで申し上げるのは差し控えていただけたらというふうに思っています。当然、竹島についての私どもの立場をしつかり守っていくということが私の責務であるということ、まさに認識を共有させていただいていると思っております。

○宇都隆史君 この場でどれだけ質問しても大臣から抗議をするというお言葉は引き出すことができません。さうです、では改めて、この竹島に関する認識だけ正確に御答弁いただきたいと思うんですが、改めて問い直しますけれども、この竹島、韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠のないまま行われている不法占拠である、これは外務省の公式サイトで今日の朝も私は確認してまいりました。竹島の占拠は国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠である、この認識でよろしいですね、大臣。

○国務大臣(松本剛明君) 竹島は法的根拠のない形で支配されていると認識しております。

○宇都隆史君 不法占拠でよろしいんですね。

○国務大臣(松本剛明君) 竹島は法的根拠のない

形で支配されていると認識をしております。

○宇都隆史君 これはさんざん部会の中でもやり取りをしている話で、認識が分らない、その違いが。国民にもこれは理解できないところだと思ふんです。一方で、ホームページの中ではそういう不法占拠という文言を使っておきながら、公式な答弁あるいは質問に対する回答には決してその言葉を使わない、その違いはどこにあるんですか。

○国務大臣(松本剛明君) まさに、どのような言葉を使うかということをお話をさせていただきます。

○宇都隆史君 それでは、外務省の公式サイト、これに載せてある言葉も変更すべきである。もしそういう、大臣が今使われている言葉が今の政府の正しい認識であり必要とされるメッセージであるというふうな認識を思われて使われているのであれば、このサイトの言葉も変えるべきであると思ふんですけれども、なぜサイトはそのまま残して、言葉では決してその不法占拠という言葉を使わない、このような形を取られるんでしょうか。

○国務大臣(松本剛明君) 竹島が置かれた状況について、我が国政府としての法的評価を変えたものではないと理解をしておりますが、私は今ここでこのように申し上げるのが適切だと思つて御答弁を申し上げているところでございます。

○宇都隆史君 私は外務省のホームページの中で、日本語では、韓国がやっていることは国際法上何ら根拠のない不法占拠であるという言葉を発する言葉は、これはすぐに翻訳されて向こうの大臣あるいは要人も見られるでしょうから、そういうところでは言葉を取り繕う。これは国民に対する欺瞞以外の何物でもないんじゃないですか。

やっぱり外務大臣であれば、国民の側をまず見て国民の思いをしつかりと届ける。もちろん、それは日韓の外交上のいような立場、一緒にうまくやっ

それも大事だと思います。それと、領土問題はやはり別だ。竹島の問題に関してはお互いに主張が食い違っている問題でもあるんですから、まずはこれ以上の開発はストップしてくれ、それなりの議場に乘つて議論をしよう。お互いに議論をして解決策を探ろうとする努力をするのが私は外務大臣の役目だと思います。

私は、ここで外務大臣に二つ要望したいと思ふます。

一つは、竹島に関する今回のこの四つの着工されている、二つは実際に動いている事業、それからもう二つは、一つは実際に入札まで行われているものから、もう入札も終わりましたので着工し始めると思ふます。もう一つはまだ計画段階です。この四つのこういう動きを韓国が実際にやっているんだということを国民に知らしめるために、ちゃんとホームページに載せてください。竹島の我が国のスタンスだけではなくて、現在竹島がどういうことになっているのか、そのことを国民に知らしめるのは、私は日本国政府としての責任があると思ふます。これが一点です。

二点目は、大臣やはり自ら、これは事務次官に任せているのではなくて、事態が悪化しているわけですから、その状況を大臣がしっかりと認識されて、大臣自ら抗議と、まずは工事を中止しろと、話合いをしよう、そういうようなメッセージをしつかりと発出していく。この二点を要望いたしますが、いかがですか。

○国務大臣(松本剛明君) 一点目については、最初にもお話しさせていただいたように、竹島の状況については私どもも政府としても情報の収集を行つておるところでございますけれども、具体的に政府として今、竹島の状況をどのように認識をしているかということは、情報管理の面もありまして、どのような形で今私どもが国民に情報を提供できるかということは、情報提供そのものはおっしゃったように大切なことでありますから、またできる範囲では努めていきたいということ、改めて申し上げたいと思ふます。

また、おっしゃったように、竹島は我が国固有の領土でありますし、かかる措置が受け入れられないという考え方は、ここにおいでいただいている皆さんと全く同じだろうと思いますが、どのようにしてこれを本当に実りあるものにしていくかということについては、私も自身としても考え抜いて、また行動もしていきたいと考えております。

○宇都隆史君 今の御答弁では全く納得がいきません。この四つの工事が行われていることは外務省としても認識をしているはずなんです。いろんなメディアでもこれはもう出されている話で、国民の目にこれ触れているものですか。国民が目触れているものなのに、政府がまだ情報を知りたくて認識していないから皆さんに発出できません、そういう態度が失態以来、原発もそうです、何か情報を、正しい情報を隠しているんじゃないかと、国民にうそをついているんじゃないかと、そういう不信感を与えているんですよ。

もし、そうではないかもしれませんよ、そうではないんだとしたら、そうではないんだということをやちゃんと国民に向かって情報を発信していただく。日本の外務大臣として、やはり国民の側に立った日本政府としての在り方をしっかりと述べていただくことを心からお願いをいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございます。

というところで、適当な形として企画公募という形にさせていただきます。

○山本香苗君 今回の調査は平成二十二年四月から六月にかけて行われたとのことですが、このたった一回の、それもたった三か月の調査であります。手当の算出の根拠として十分な調査だと言えるんでしょうか。

○国務大臣(松本剛明君) 調査期間については、まさに翌年度、ですから二十三年度ですね、の概算要求に反映をさせる必要があるということで、調査期間は年度当初から三か月という形にさせていただきます。

この本件調査を委嘱をした民間調査会社は、定期的に世界の各都市で様々な物価などの実地調査を既に行っている会社でありまして、データを常に更新をしております。今回の調査は、こういった委嘱した民間調査会社が既に収集をし、更新をしているデータを用いて、国内の勤務時の平均給与に基づく消費生活実態を各都市で維持するための生計費というものを算出するという作業を委嘱をしたというふうなことを考えておりまして、三か月で十分な調査結果が得られたものだというふうに考えておるところでございます。

○山本香苗君 外務人事審議会におきましても、一回の調査結果のみで手当算出の根拠とすることは危険だということなことも勧告されております。調査の在り方については改善を要したいと思っております。

○山本香苗君 いや、メンバーどうのこうのとやっているわけじゃないんですよ、制度について言っているわけですね。松本大臣もその制度のところについてのお考えとしてこういうところをやったかどうか。すぐさまという話でないにしろ、前向きな御答弁いただけたらと思つたんですが、どうでしょう。

○国務大臣(松本剛明君) 外務人事審議会そのものの在り方も、御案内のとおり、今実は国家公務員について根本的に今後の在り方というものの見直しが行われている中で、給与そして手当の在り方、その決め方という中で、外務人事審議会についてもおっしゃったように今後の在り方を考えなければいけない時期に来ているということで、私自身もいろいろ考えなければいけないと、このようには考えております。

やっていくという御答弁をはっきりしていただきたいと思つています。これこそ政治主導じゃないとできないわけでありまして、よろしくお願いいたします。

海外渡航者や在外邦人の増加に伴いまして在外公館における領事業務というのは非常に重要になっていきますが、その実態というのは在外公館によってかなり程度の差がありまして、これが国民の在外公館、また外務省に対する不信、不満の原因の一つになっていると思つています。

先日海外で外国人の夫からDVを受けたと。その日本人の女性が命からがら子供を連れて在外公館に逃げ込んだら、話すら聞いてもらえなくて門前払いされた、そういう話も伺いました。在外公館で何でもかんでもできるというわけじゃないというのはよく存じ上げているわけですが、それでも、少なくとも相談窓口をお伝えしたり弁護士を紹介したりするぐらいはできたはずなんです。

昨年の附帯決議では、国民の視点に立った領事サービスの向上に努めることということがございました。在外公館の領事業務として、大臣、今どういうニーズがあつて実際どう対応しているのかというのをもう一回再検証していただきたいんです。そして、本当に国民の視点に立った領事サービスの提供、これをやるために着手していただかせようか。

○国務大臣(松本剛明君) 是非、先ほど御指摘をいただいたようなケースについても、もし事実であるとしたら、それは改善をすべき点の一つだということに私も認識をいたしております。

また、残念ながら、今おっしゃったように、在外公館によって差があるということがやはりあるとすれば、これも早急に改善をしなければいけないと、このように思つております。

外務省としては、既に御案内かと思つても、毎年、在外公館でアンケート調査をさせていただいておりまして、回答は一万六千人余りからいただいておりますので、その中から、例えば窓口時間を延長するとか、昼休み対応をするとか、

○山本香苗君 公明党の山本香苗です。

まず、法案についての関連で御質問いたしますが、今回の在勤基本手当改定におきましては民間調査機関のデータも活用したとのことでありまして、けれども、調査を行う民間機関の選定を企画公募とした理由は何でしょうか。

○国務大臣(松本剛明君) 競争入札とするには、仕様、すなわち本件の場合には委嘱する調査内容などの詳細をこちら側で設定をしなければならぬわけでありまして、むしろ調査形態を固定的、恣意的にしてしまうということではなくて、言わば提案をいただくというのが望ましいのではないかと

思います。

○山本香苗君 外務人事審議会におきましても、一回の調査結果のみで手当算出の根拠とすることは危険だということなことも勧告されております。調査の在り方については改善を要したいと思っております。

○山本香苗君 いや、メンバーどうのこうのとやっているわけじゃないんですよ、制度について言っているわけですね。松本大臣もその制度のところについてのお考えとしてこういうところをやったかどうか。すぐさまという話でないにしろ、前向きな御答弁いただけたらと思つたんですが、どうでしょう。

○国務大臣(松本剛明君) 外務人事審議会そのものの在り方も、御案内のとおり、今実は国家公務員について根本的に今後の在り方というものの見直しが行われている中で、給与そして手当の在り方、その決め方という中で、外務人事審議会についてもおっしゃったように今後の在り方を考えなければいけない時期に来ているということで、私自身もいろいろ考えなければいけないと、このようには考えております。

○山本香苗君 考えるだけじゃなくて、その中で

やっていくという御答弁をはっきりしていただきたいと思つています。これこそ政治主導じゃないとできないわけでありまして、よろしくお願いいたします。

海外渡航者や在外邦人の増加に伴いまして在外公館における領事業務というのは非常に重要になっていきますが、その実態というのは在外公館によってかなり程度の差がありまして、これが国民の在外公館、また外務省に対する不信、不満の原因の一つになっていると思つています。

先日海外で外国人の夫からDVを受けたと。その日本人の女性が命からがら子供を連れて在外公館に逃げ込んだら、話すら聞いてもらえなくて門前払いされた、そういう話も伺いました。在外公館で何でもかんでもできるというわけじゃないというのはよく存じ上げているわけですが、それでも、少なくとも相談窓口をお伝えしたり弁護士を紹介したりするぐらいはできたはずなんです。

昨年の附帯決議では、国民の視点に立った領事サービスの向上に努めることということがございました。在外公館の領事業務として、大臣、今どういうニーズがあつて実際どう対応しているのかというのをもう一回再検証していただきたいんです。そして、本当に国民の視点に立った領事サービスの提供、これをやるために着手していただかせようか。

○国務大臣(松本剛明君) 是非、先ほど御指摘をいただいたようなケースについても、もし事実であるとしたら、それは改善をすべき点の一つだということに私も認識をいたしております。

また、残念ながら、今おっしゃったように、在外公館によって差があるということがやはりあるとすれば、これも早急に改善をしなければいけないと、このように思つております。

外務省としては、既に御案内かと思つても、毎年、在外公館でアンケート調査をさせていただいておりまして、回答は一万六千人余りからいただいておりますので、その中から、例えば窓口時間を延長するとか、昼休み対応をするとか、

領事出張サービスを実施するとか、巡回医師団を派遣するとか、ホームページ、メールマガジンの情報提供を改善するなどのことも行われており、すけれども、引き続きニーズをしつかり把握する努力を重ねて領事サービスの向上、改善は更に進めていきたい、このように思っております。

○山本香苗君 引き続きというか、ここでも一回見直すと、やり方自体も調査自体もしっかり見直しで再検証していただきたいと思っています。

震災関連につきましては伺いをさせていただきたいと思っています。

四月十四日の記者会見で枝野官房長官が、被災者生活再建支援法に基づく基礎支援金につきまして、ゴールデンウィーク前に被災者の皆さんに現金が渡るよう強く指示をしていると発言をされました。確認ですが、支援金は現金でなく振り込みです。また、ゴールデンウィーク前までに具体的にどうやって支給するんですか。本当にできるんですか。

○政府参考人(上田健君) 御答弁申し上げます。被災者生活再建支援金につきましてはでございますが、申請がございましたら速やかに支給できるように、事務処理方法の改善でございますとか事務処理体制の強化、これに取り組んでおるところでございます。

ゴールデンウィーク前にお話でございますけれども、早く手続をされた方々、ばちばち申請が支援法人の方に到達してきておりますので、ゴールデンウィーク前に支給を開始するということを目指して速やかな事務処理をしていくということで、私どもとしても強く要請しておるところでございます。あと、現金で振り込みというのが原則でございます。

○山本香苗君 聞くところによると、ゴールデンウィーク前にできるのは百件ぐらいだという話なんです。開始するだけなんです。おっしゃったように、被災者が支援申請しない限り、被災者の下には届かないんです。

今回、支給申請に当たって、県が長期避難工リ

アを設定すれば罹災証明は不要です、住民票も本人申告でオーケーというふうにされたんですが、振り込み口座だけは被災者に用意してもらわなきゃいけないわけです。支援金の支給について避難所の壁新聞にも書いてありますけれども、口座のことは一切書いてないんです。

既に、既存の口座に加えて、三月二十五日に、本人確認書類がない場合でも銀行等で新規に口座が開設できる措置が設けられています。被災者は手持ちのお金がなく本当に困っています。まず、県に早くこの長期避難エリアを設定するように強く働きかけてもらいたい。と同時に、被災者に対して今回の特例措置等の情報を提供して、申請に必要な、そして避難先でもお金の下ろせる口座というのを御準備いただけるように周知徹底をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○政府参考人(上田健君) 御答弁申し上げます。口座の開設の前提といたしまして、本人確認書類が調うまでの暫定的な措置といたしまして、金融庁の方で規則を改正をされて、当分の間、申告を受ける方法によりまして本人確認を行うことができるということになっておるといことは私どもとしても承知しておるところでございます。

こうした点につきましても、ホームページ、避難所へ配付する壁新聞などで周知してまいりたい。実際にどういうふうにするかは具体的にお金が受け取ることができるかという細かいところも含めて私どもとしてはそれなりに周知をしていくつもりでございますけれども、引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○山本香苗君 全然足りません。それに、金融庁の措置だって昨日知ったところですよ、お伝えして。是非これは、きちっと早く、支給申請の後とところじゃなくて、その前の段階もきめ細かく見ていただきたいんです。

在日外国人が支給申請する場合は外国人登録証の写しが必要になっていますが、日本人同様、本人の申告のみで可能でよろしいですね。

○政府参考人(上田健君) 御答弁申し上げます。外国人登録証明書の写しの発行が困難な場合につきましては、本人確認に際しまして、外国人登録証明書の写しの提出に代えまして、本人の申告によりまして生活の拠点が確認できる場合につきましては御指摘のように住民票の場合と同様に扱わせていただきたいというふうに考えております。

○山本香苗君 各種支援制度を避難された方が避難先でもきちんと受けられるようにするためには、避難先にいる避難者の情報が必要なんです。

四月十二日に総務省が、全国避難者情報システムについて地方自治体に対し協力要請する通知を発出しました。しかし、これはあくまで避難先自治体で集約した避難者情報を避難元の自治体へ提供する流れを整理したというのにすぎないわけなんです。今回集約する避難者情報を最大限生かしてもらいたい、そのためにはどうしたらいいかといえます。避難元自治体が避難者に対して各種支援を行うことに役立てるだけじゃなくて、避難者が避難先の自治体においても教育だとか福祉だとか様々な支援を適切に受けられるように結び付けていくことが重要なんです。

松本大臣の御地元の兵庫県、ここにおきましては、西宮市が四月十一日から被災者支援システムを活用した被災者登録制度が始まりました。西宮に避難、転入された方は、この制度に登録すれば、避難元の自治体の各種支援制度についての情報提供が受けられるだけじゃなくて、西宮市の様々な生活支援へつながることができるわけなんです。これは神戸市も始めています。

こうした事例を基に、避難先の自治体においても、避難者へのきめ細やかな情報提供と生活支援へつなげていくように国として強く要請していただきたいと思いますが、三輪審議官、よろしくお願います。

○政府参考人(三輪和夫君) 全国避難者情報システムでございますけれども、これは全国の都道府県、市町村の協力の下で、避難をされております

方の所在地などの情報につきまして、避難をされている方から避難先の市町村へ任意に御提供をいただきますとともに、その情報を避難先の都道府県を通じて避難元の、つまり被災をした県や市町村に提供するというのがその本来の仕組みでございます。ただ、この仕組みを通じて避難先の都道府県あるいは市町村も区域内に避難をされております方の所在地などの情報を保有することとなりますので、その情報を適切に管理をいたしまして避難者の支援に有効活用できるものというふうに考えております。

また、財団法人の地方自治情報センターというところが地方公共団体向けに無償で提供しております。元々西宮市で開発をされました被災者支援システムというのがございますけれども、このシステムにつきまして、今回の全国避難者情報システムと併せて活用するというのも考えられるわけでございます。総務省といたしまして、今後ともこの情報センター等と協力しながら、被災者の支援のためのシステムの普及というものに努めていきたい、このように考えております。

○山本香苗君 違うんですよ。避難先自治体でどういうことを具体的にやってもらわなきゃいけないかということを、ただ単にこれは有効です、何たらですという話じゃなくて、これをやってもらいたいということをやっちゃっていただかなくちゃ、具体的に言ってもらわなくちゃ、避難先によって、避難先自治体によって受け止め方が全然違うんですよ。是非やっていただきたい。

この制度についてはいろいろ言いたいことあるんですけど、総務省の避難者情報システムにおいては、被災外国人の取扱いがいまいちはっきりしていません。きちんと位置付けて、周知徹底していただけますか。法務省。

○政府参考人(高宅茂君) お答えいたします。全国避難者情報システムにつきましては、日本人だけではなくて外国人住民の避難者の方、これについても対象となっているものと承知しております。そのため、このシステムが外国人住民の避

難者の方々にも効果的に活用されますよう、現在外国人登録に基づく情報の取扱いにつきまして法務省から市区町村の方に連絡するという方向で検討しております。

○山本香苗君 やつてください。

三月三十一日時点で、災害法の適用市町村に外国人登録している外国人は十一万人を超えるわけです。被災した外国人の方も、元お住まいの避難元自治体ではなくて避難先自治体に登録すれば各支援が受けれるようになりますよということを在京大使館に対しても説明して、大使館を通じて被災した外国人に情報がきちんと届くようにすることというのは外務省でやるべきじゃないかと思うんですが、大臣、どうでしょう。

○国務大臣(松本剛明君) 関係省庁の御協力もい

ただいて、是非行いたいと思います。

○山本香苗君 大臣、是非、これなかなか、避難所にいらなくていろんなところに避難されている方々まちまちで、情報弱者になっています。よろしく願います。

本日の毎日新聞に、宮城県石巻市で罹災証明を求めて早朝から多くの市民があふれているという報道がありました。こうした状況は、松本大臣も御承知のとおり、阪神・淡路大震災のときもあつたんです。罹災証明を求めて七時間、八時間待たなくちゃいけなかったんです。この状況を何とかしたいということで、窓口で名前を言ったらちゃんと罹災証明が出るという、そういう被災者支援システム、さつき三輪さんおっしゃいましたけれども、それを西宮市の職員がつくり出したんです。これは言わば被災者台帳みたいなものなんです。いいものだということで、先ほど言っていたいただいた地方自治情報センター、LASDECから全国の自治体に、平成二十一年一月十七日、地震の日です、その日に無償で配付したんです。

震災前からこのシステムを導入している自治体では罹災証明が今ばつと出せています。このシステムを導入していないところでは、必ず必要になるから、早く民間の力も使って導入して

立ち上げられるように最大限国として支援してもらいたい、この間、何度も政府に対して、国に對して要請してきたんです。しかし、こういうことが起きてしまっているんですね。

震災後、導入を検討する自治体も出てきましたけれども、LASDECは今フル回転で頑張っています。でも、国のバックアップはまだまだ弱いんです。もつと国としてこのシステムの導入、立ち上げ、運用についてしっかりと支援をしてもらいたいんです。災対本部のメンバーで阪神・淡路大震災を経験されている大臣からも、もう所掌を飛び越えて、こういうのをやるべきだということに災対本部でしっかり言っていただけじゃないか。

○国務大臣(松本剛明君) まさに、何というん

しょうか、我が事のように思うというのは簡単なことではないわけで、兵庫県の場合は我が事であつたのであれだつたと思いますけれども、今の現状、私も幾つか聞いていたところもありましたけれども、改めて今認識を新たにいたしましたので、しっかりと国務大臣として務めが果たせるようにしてまいりたいと思っております。

○山本香苗君 終わります。

○小熊慎司君 在外公館についてでありますけれども、今ほど山本委員からもありましたとおり、在外公館によつていろんな環境が違つたということと同時に、また在外公館自体も、その国の政情また環境というものが激変していく国もあるというふうに思っております。そういった状況の変化に、こうした職員の手当も含め、給与も含めて、こうした環境変化にしっかりと対応していつている仕組みになっているのか、またどういうふうに対応していくのかをまずお伺いいたします。

○国務大臣(松本剛明君) 本来、公務員というのは、その仕事量で直接手当が出る、若しくは仕事の成果で出るとかいった性格ではない部分がある点をまず申し上げなければいけないのかもしれないんですが、私どもとしては、激変する中でどこまで追い付いているかという御指摘は受ける部分があるろうかと思えますけど、仕事量に対しては、でき

るだけやはり人員等をしっかりとすることでカバーをするというのが本来の在り方だということで努力をさせていただいているという認識でございます。

○小熊慎司君 あと一点指摘したいんですが、民間との調査の比較というものもありますが、いわゆる住宅の手当とか車の手当とか、そういったプラスアルファの部分もしっかり見て民間と比較しないと、一概にさつと民間と比較したから民間に倣つていましてということにもならないということとを指摘させていただくと同時に、昨年暮れにODAの特別委員会の方でメコン三か国へ派遣で行つてきました、現地職員の部分もしっかりと見ていかなければならないというふうに思います。それは外務省職員、正職員も頑張つておられますが、現地採用職員もそれ以上に頑張つていらっしゃる方々もいらっしゃるということであります。

あと、大丈夫かなと思つたのは、在外公館で手当てされている電話が五年前の電話で、これ使わなさいいけないんですよ、個人の使うわけにいかないんですよとやつていまして、ちゃんとした現地邦人の活動を支えるという意味においてこうした条件整備をしていくわけですから、そういった部分もやっぱり、本当に在外公館が機能を発揮するためにどうあるべきかということ、そういう部分も見えていかなさやいけないというふうにも思うんですね。今、そんな、もうそれ博物館に入れた方がいいんじゃないというぐら

い、そんな五年前の携帯久々に見ましたけれども、メールもやれないんですよ、その携帯、今の時代に。それで仕事になるのかと言つたら、まあ何とかやっていますと言つていましたけれども、そういうことも含めてこれはしっかりと精査をしなければならぬと思いますが、もう一度答弁をお願いいたします。

○国務大臣(松本剛明君) 御指摘ありがとうございます。

限られた予算という言葉を我々もずっと申し上げてきておりますけれども、本当に限られた予算

が有効に活用されているのかという目を持ち続けて、改めて、今おっしゃつたような点、改善すべき点が速やかに改善できるように私も改めて省内でもまた問い直していきたい、こう思っております。

○小熊慎司君 今大臣言つたとおり限られた予算ですから、優先順位をしっかりと付けて、こつちの手当付けるんだつたら、じゃ電話買つておこうとか、そういうことになってくると思いますので、是非よろしく願ひをいたします。

また、先ほど、来日されましたクリントン国務長官との日米外相会談の件についてであります。先ほど宇都委員からありましたとおり、これは日米間のすばらしい関係性の部分と同時に、またいろんなシビアナ部分も含んでいると思いますが、その外相会談の概要の中で、官民のパートナーシップを進めていくということでありまして、この進め方というのか、具体的にはどういうふうに進めていくのかお示しください。

○国務大臣(松本剛明君) 今回のパートナーシップについては、是非復興を力強く進めてもらいたいということで米側からもお話がありまして、今回、私どもとしても是非米国の協力も得て、日本がこれから進める、また計画を策定していく、復興をしっかりと進めるために、国際的な力もいただいて進めていくんだということを表すメッセージという意味で、まずパートナーシップということを発表をさせていただきました。

今回、具体的には進め方というのは官民でということは一つ言われておりますので、経済団体、企業、シンクタンク、NGOなど、復興面での協力を両国政府も関与する形で促進をしていくということ、この点は認識が共有できていると思えますが、具体的な進め方などについては今相談をさせていただいているところでございます。

ただ、今回、やはり日本経済がまさに今動いているんだということを民間の方も来られて米側がメッセージを出したと。国際的に何か日本経済が止まつてしまっているのではないかと

な誤った認識ではなくて、まさに今動いているんだというメッセージを日米共同で出すということでは、大変このパートナーシップの発表というのには意義があったんではないかというふうに感じています。

○小熊慎司君 会津人は人に裏切られても自分は裏切らないという哲学があるんですが、うがった見方するわけではありませんが、先ほど宇都委員の言ったとおり、例えば、外務大臣も地元で見ていられたと思いますけれど、阪神・淡路の後、それまで神戸港が果たしてきた役割がその後、釜山の方に移ってしまったとか、こういう部分があります。

今、東日本では大きな生産能力が落ちている中で、今言われたとおり経済活動は続いているかなければならないというときに、資材調達だけでも今復興に当たって国内ではもう足りないという状況であります。この空白期に、結局、海外にいろんな生産拠点がシフトしてしまうということでの民間のパートナーシップということではゆめゆめないというふうに思いますが、やはり協力を仰いで、結果、終わって見たら日本で働き場がなくなってしまうということが危惧をされるんでないかということで、今回どういうふうになつていくんですかという質問をしているわけでありまして。その点について、外務大臣として今の所見をお伺いいたします。

○国務大臣(松本剛明君) まさにおっしゃったように、日本の本当の復興になるようにしなければいけないということは、私自身も必ず肝に銘じておかなければいけないところだと、このように感じて進めていきたいと思っております。

○小熊慎司君 今、日本国中で、頑張れ頑張れという言葉、常に一緒にいますよと。私も福島県ですが、大変有り難いんではありますけれども、まだまだ避難所で苦労されている方々もいますが、暴言になるかもしれませんが、同情するから仕事くれという状況で、支援金で暮らしているなんてゆめゆめ思っているわけではないんです

よ。やっぱり自分の地元でしっかりと自分自身が働いて元の生活を取り戻したいというのがみんなの願いであります。

様々な義援金、本当に有り難いというふうに思いますし、今日の前にお金がないからその義援金をしっかりと支給してほしいという部分もあります。被災地で実際被災に遭われてなくてその周辺で暮らしている方々の経済が成り立たなくなっています。まして福島県は原発の風評被害もあるわけで、私の会津も大きな被災地にはなってますが、経済活動はもう非常に厳しい状況にあります。

こうしたことを考えれば、まさに元に戻すのではなくて、この震災を機に東北でもって仕事が増えている人口が震災前より東北は増えたというぐらいに、そうしたことを見据えてこれからのパートナーシップ構築に努めていただきたい。そういう高い理想を持って、当面の対応ということではなくて、高い理想を持ってこの構築に当たっていただきたいと思えます。

再度お願いいたします。

○国務大臣(松本剛明君) 是非やはり、今おっしゃったような、まさに福島から出ておられる小熊委員の期待にもこたえられるように我々も努力をしていきたいと思えます。

その中で、日本のためになる外国の力をどう生かすか、これは資本なのか何なのかという形も含めてよく連携をさせていただきながら、まさにおっしゃったように、仕事、雇用が確保されるということが一番ポイントだという御指摘だったと思います。そのことをしっかりと刻んでいきたいと思っております。

○小熊慎司君 またあわせて、その経済復興のためには今、福島県また隣県に起きているこの風評被害、特に外国の、政府には働きかけはしているのは分かっているんですが、やっぱり禁輸措置はとってなくても、その国の民間業者が拒否をしているという状況も多々あります。国内において

も、元外務大臣のゆかりのある大手流通も実は福島県内の野菜を当初買い入れなかった。買入れを再開したけど、ふだんの値段より安いという状況も国内でさえあるわけです。

これは単なる各国政府に正式ルートでやっているだけじゃなくて、海外の、まあ細かい商店までやれとは言いませんが、ある程度大手の企業とか、こうした貿易関係の商社とか、そういったものに働きかける必要があると思えます、この風評被害対策として。そこは大臣、どうですか。

○国務大臣(松本剛明君) これはまさにおっしゃるとおりでありまして、まず私も在外公館そして国内も含めて、政府それからマスコミ、メディアに働きかけをいたしました。併せてやはり経済という意味では産業界、実業界というんでしょうか、こういったところに働きかけをする必要があると、このように考えておまして、日本の輸入品とか渡航の安全性に理解を深めてもらわなければいけないと思っております。まず取りかかれるものとして、三月の終わりには外務省と経産省とジェトロで在京の商工会など、それから外資系の企業などを対象として説明会をさせていただきます。

現在のところは、海外において経済界であるとか各企業であるとか物流にかかわっている方々であるとか、そういった方々に説明をすべく説明会の開催を今まさに準備をさせていただいてるところでございます。できるだけ早くこれを実現すると同時に、必要に応じて重ねて詳しく説明していけるように努力をしていきたいと思っております。

○小熊慎司君 近々大臣も訪米されるということですが、訪米の際には是非その点も、もし行った国、この後もいろんな海外に行かれると思いますけれども、その際にはそうした民間の方々への情報発信をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

また、次に移りますが、今回の震災において各国際関係団体等が様々現地で活動していただい

いるところでもあります。JICA、JANIC、またジャパン・ブラットフォームといった団体も一生懸命活動していただいておりますし、JANICの方のちよつと情報を聞きましたら、これは国際的なNGO団体、いろんなものがある日本に集まっています、逆にほかの世界の中で困っているところにお金とか人員が集まっていけないところも実はあるんですが、ただ、日本のためにということでは世界から寄附金もそのNGOに集まっています、これまあ、変な意味、使い切らない切れないみたいなところがあるんですが、使われないというところがあります。

これは、実際に現地でどういう情報で、ニーズがあるのか、このマッチングの問題でありますので、こうした各国国際関係団体、こうしたものに対するこれは情報の一元化と、実際それは自己完結で彼らはやるんですが、そのマッチングという意味では情報の一元化をしていかなければならないというふうに思います。

これ、しっかりと外務省として責任を持ってやっていくと同時に、ただ、東北の方も、私もそうですが、非常にシャイで奥ゆかしくて、海外からの援助は有り難いと言いますが、英語でしゃべられても分からないと。まして、東北以外の方が行って、国内の人でさえ、言ってきた人の気持ち、言葉は分かるんですけども、逆に現地の人の言葉をこの国内の人が分からない。皆さんもニュースで見れば、テロップがなければ分からないような現地のおじいちゃん、おばあちゃんの言葉もあるというふうに思いますが。

そういう意味では、しっかりとしたマッチングがなければ、来てはもらたけれども何となくみたいなどころがありますので、これをしっかりと外務省としてやっていくべきだと思いますが、御見解をお願いいたします。

○国務大臣(松本剛明君) これまでの経験も生かされてきているというふうには思いますけれども、今回の震災で私自身の感想というかあれを申し上げれば、やはりマッチングについては更に、

今後どうするかということを検証するなり、また今からでもできる改善はしなければいけない点はあるんじゃないかというふうに思っております。その意味で、国際的な支援、それは今おっしゃったようにJICA、そして様々なNGOのある意味では接点になっていただいているJANIC、そしてジャパン・プラットフォームなどの連携を外務省としてもしっかりと支援をして、いいマッチングに早くつながるようにするということは大変必要なことではないかと、このように考えております。

JANICとジャパン・プラットフォームは、東京において、支援活動を行う国内外のNGOの調整会議とかを開いていただいておりますし、仙台に共同事務所を開設していただいているというのはもう御存じのとおりだろうというふうに思っております。現地でNGOによる支援調整活動を行っていただいているところでございます。また、JICAも、東北支部のスペースをJANICやジャパン・プラットフォームにお貸しをしたりということで、その三つのそれなりの連携は進んでいるというふうに思いますけれども、さらにそれが、全体のニーズとのマッチングなどは、政府との間も含めて、私ども外務省もまた更に支援をしなければいけないところをしっかりとできるように努力をしてみたいと、このように思っているところでございます。

先生ももうよく御案内のところが多数あると思えますけれども、改めて御指摘をいただいて、我々も頑張っていきたいと思えます。

○小野瀬司君 宮城、岩手、また福島はちよつと違う実は状況で、あと個別案件は取り上げませんが、だぶついている、資金が余っているNGOも実はあるので、これしっかりと整理をしていただきたいというふうに思います。

最後に、北澤防衛大臣始め防衛省の皆さんには御努力をいただいて、三十キロ圏内そしてさらに二十キロ圏内の捜索活動が始まったということでありまして、隊員の方の安全をしつかりと確

保しながら、この活動に感謝を申し上げるとともに、隊員の皆様には頑張っていたくようお伝えしていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。
○山内徳信君 社民党・護憲連合の山内徳信でございます。

この度の生活環境整備法の制定の背景、経緯、その実績についてはよく承知をしております。ハード事業に固定せずソフト事業にまで拡大するなど、その努力は多とするものであります。ところが、日米安保、日米同盟で最も負担を強いられ、その犠牲になっておる立場からどうしても承服できないものがありますから、強く外務大臣に訴えておきたいと思えます。

それは、米軍のやりたい放題の米軍機の訓練飛行による爆音によって、住民生活や大事な学校行事が破壊され続けております。その改善、改定をする努力が全く行われておりません。要するに、日本政府はその改善のために努力をしておりますが、それを片っ端から崩しておるのが基地の運用者の米軍でございます。それを具体的に申し上げたいと思えます。

四月七日は、沖縄県内は高等学校の入学式の日でありました。入学式は希望に燃えた日でございます。良き隣人を説く米軍嘉手納飛行場の周囲の嘉手納町、うるま市の高等学校から厳しい抗議の声が上がっております。それは北谷町、沖縄市もそのとおりでございます。

時間ありませんから、一例として、ここでは嘉手納高校の例を申し上げておきます。

入学式が行われましたのは、その日の二時から三時までの一時間でしたが、その一時間だけで、F15戦闘機によって九十デシベル以上の爆音が実に八回記録されております。嘉手納町は前日、沖縄防衛局もかねてから高校の入試とか入学式や卒業式など学校行事の際の航空機離着着を控えるように申し入れておると私の問合せに防衛局は答えております。

したがって、米軍は、そのような地域の要

請や防衛局の要請に対しても全く貸す耳を持っておりません。外務省は日本政府を代表して、爆音問題を是非改善をしなければ、基地の存続そのものも大変危険な状態に陥つてしまいます。そういう意思がおりかどうかを、ごく簡単でよろしゅうございいますからお伺いしておきます。外務大臣にお願いいたします。

○国務大臣(松本剛明君) 先生も日本政府は努力している、こうお話をいただきましたけれども、この米軍機による騒音問題というのは大変深刻な問題であるというふうに認識をしております。防衛省と役割を分担しつつ取り組んでおります。

前原大臣のときであります、昨年十二月に沖縄で四軍調整官に、また一月には米国大使に対して、同措置についてしっかりと一つ一つ読み上げて遵守を申し入れたという経緯もありまして、引き続き、私どもとしてはしっかりと遵守されるように努力をしていきたいと思えます。

○山内徳信君 松本外務大臣からもきちっとその趣旨を申し入れていただけますね。お約束できますね。

○国務大臣(松本剛明君) 今日入学式のときのお話がありました。私自身もこれは深刻な問題であるというふうに認識をしておりますので、しっかりと対応させていただきたいと思えます。

○山内徳信君 外務大臣は、九十デシベルという状況をどういう状況と御認識でいらつしやいますか。

○国務大臣(松本剛明君) 相当うるさい音でありますし、私どもがどう表現をしたらいいかということでも申し上げれば、地下鉄の中ぐらいいと、こういうような水準だというふうに聞いております。

○山内徳信君 私は、沖縄局から騒音レベルの説明資料を送っていただきました。九十デシベルといいますが、機械作業場あるいは空調機械室の中、あるいは印刷工場で印刷をしているときの騒音ですね、そういうふうな説明がございいます。そういうふうなのが入学式の一時間で八回も繰り返

されると、これ、たまつたものじゃありませんね。ですから、アメリカ側がどんなことを言っても、もう県民の気持ちの中には、それは受け入れる、そういう精神状態にはならぬのであります。

この嘉手納とか普天間飛行場と同じような教育現場が日常的に被害を受けておる、そういう事例が本土にありましたら、一例だけお聞きしておきたいと思えます。これは防衛省、お願いします。

○副大臣(小川勝也君) 一校だけというお尋ねでございましたけれども、同様の、航空機の騒音等が教室に影響を与える、その数値を、基準を作っております。一時間の授業、すなわち五十分の中で九十デシベル以上の騒音が五回以上発生している学校は大変厳しいので、最上級の一級防音工事の補助を行うことにしております。全国で二十八か所の自衛隊及び在日米軍の飛行場等がございまして、約五百六十校、同様の工事をさせていたいているところでございます。

○山内徳信君 嘉手納高校の校長先生はこういうことを言っております。入学式、卒業式は厳粛な場だ、言語道断だ、米軍は良き隣人と主張するが、我々に対して全く配慮がないと抗議の声を上げております。同じことを、飛び立っていくその下の方にうるま市がございまして、その中部農林高等学校の校長先生も、これじゃたまつたもんじゃないと、こういうふうな強い憤りの声を上げていらつしやいます。

そこで、改めてまたお伺いしますが、米軍は騒音協定はあっても全く守っていないのが実態でございます。外務省がこの協定を遵守させる努力をするのかしないのか、する、しないでお答えいただいております。

○国務大臣(松本剛明君) 外務省としては、平成八年の日米合同委員会合意による騒音規制措置の遵守ということを求めてきておりますので、是非遵守していただけるように努力をしたいと思えます。

○山内徳信君 よろしく願います。

次に、返還合意から十五年たった四月十二日、宜野湾市の女性でつくるカマドゥー小たちの集いというのがあるんです。カマドゥー小、これ、女性の集団のことを沖縄の言葉で言うんです。このカマドゥー小の集いと普天間爆音訴訟団のメンバーが一緒になりました。四月十二日、ノーベース、基地は県外へ、約束を守れ、普天間返還のプラカードを掲げ、基地周辺七か所で風船を飛ばしております。その高さ、五十メートルぐらい上昇していつておるんですね。

それを見た米軍はびっくりしたんでしょう、沖縄防衛局と宜野湾市警察署の方に連絡をいたしまして、沖縄防衛局の職員と署員が駆け付けております。ところが、普天間飛行場は航空法で言う飛行場ではございません。したがって、駆け付けていったものの制止できず、風船を遠巻きに一緒に眺めていたと、こういうふうな状況がございました。

そこで、これは遠いところの現象とは思っていただきたくないんです、私は。なぜこういうことをやったかといいますと、やはり、ずっと申し上げておりますように、橋本総理とモンデール大使のあの記者会見では五年ないし七年以内には全面返還しますと、こういうふうに出しておいで、ところがその後、半年ぐらいたった後に、日米は県内移設、そして結局辺野古ということになるわけですね。

アメリカは大変、すごく外交がうまくいえないうまい。あるいは、何といいますが、全部絡め取っていくような手を打つんです。それが、普天間を辺野古に移したときに普天間を返還しますと、今のパッケージ論もまさにそうなんです。だから全く動かぬですよ。そういうふうなことがあるわけでありまして。

したがって、日米両政府に対する現地における宜野湾市内七か所におけるこの行為を、私はこういうふうに見ておるんです。これは非暴力、無抵抗の抵抗だ。あるいは恐怖にさらされてお

る市民による、県民の非暴力直接行動が始まっていると。

両大臣、普天間第二小学校に行かれたと思いますが、もう滑走路を目の前にしておるんですね。子供たちは、飛行機が飛び立つたびに耳をふさいでグラウンドにしゃがんでおると。こういう状況がやはり戦後六十六年続くというのは、これはまさに異常ですよ。

したがって、非暴力直接行動が始まっております。私は、やはり、政府が存在するわけでございますから、そういうエジプトみたいな、あるいはチュニジアみたいな、そういうふうな三十年続いたエジプトの政権は倒れていくわけでありまして。日米安保に、今の状態を軽く見て放置をしておきますと、これは沖縄全体の基地を、中南部だけじゃなくて北部も含めて持って帰れという大きな運動に発展する可能性があります。

したがって、前回も申し上げておりますとおり、もう普天間飛行場の辺野古への移設はこれは不可能になっておるわけです。そういう政治状況、選挙の結果もそういうふうになっております、県議会を含めて考えてみたときに、残るは県外と国外移設しか残らぬということは既に指摘申し上げておるわけでございます。いつになるかはまだ日程も決まっていないようでございますが、両大臣として2プラス2の日米交渉の中でこの問題を是非問題提起をして、改めて普天間飛行場の移設問題を再検討しなければいけぬと、こういう問題提起をしていただきたいと思います。

答弁要旨を讀み上げられるんじゃないですか、御自身の御認識で一言ずつお願いしたいと思っております。

○国務大臣(松本剛明君) 私どもの立場は、昨年五月の合意を着実に実施していくというのが政府の方針であるということでありまして、現段階においては、沖縄の皆様のお気持ちは大変厳しいということとは承知をしております。引き続き、沖縄に集中した米軍の施設、区域による負担の軽減に

全力を挙げて取り組む中で、沖縄の皆様の御理解を得られるように努力を、誠心誠意努力をしたいと思います。

今私からは、申し上げられることはこのような言葉になるかというふうに思いますけれども、まさに、これから厳しい中でありまして、誠心誠意努めてまいりたいと、北澤大臣とも連携しながらしてまいりたいと、このように思っております。

○国務大臣(北澤俊美君) 委員からは度々のお尋ねであります。先ほど無抵抗の抵抗と、こういうふうにおっしゃいましたが、しかし、航空機が発着する中で風船を上げるといことは極めて危険な行為であるわけでありまして、お話のように、米軍の飛行場は法律の規制には掛かっておりません。一方で、不祥事態が起れば、国内法に基づいての処罰の道もあるということでありまして、是非また危険な行為は、お気持ちは分かりますが、なるべく避けていただきたいと思います、このように思っております。

また、普天間の代替施設として、五月二十五日の日米合意を踏まえて2プラス2に臨むわけでありまして、沖縄の皆様の方には大きな反対の声があることは十分承知の上であります。内閣の中に政策協議会、そしてまた振興部会、さらには負担軽減部会というふうな設置をして、沖縄の皆様の方の御理解を得るよう鋭意努力をいたしておりますので、また特段の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○山内徳信君 終わります。

○委員長(佐藤公治君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤公治君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤公治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時五分散会

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

〔小字及び――は衆議院修正〕

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「一万八千円」を「八千円」に改め、同条第二項中「六歳未満の年少子女を除く。以下この項及び次項において同じ。」を削り、「地(以下この項の下に「及び第五項」を加え、「年少子女が当該在外公館」を「年少子女(六歳以上の年少子女であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。」が当該在

ナイジェリア	870,000	850,000	807,700	784,700	761,800	692,800	623,800	577,900	531,900	508,900	485,900	463,000
ナミビア	600,000	580,000	548,100	527,900	507,700	447,200	386,700	346,300	305,900	285,800	265,600	245,400
ニジェール	820,000	790,000	750,400	725,600	700,800	626,500	552,200	502,600	453,000	428,300	403,500	378,700
ブルキナファソ	810,000	780,000	742,300	719,200	696,100	626,900	557,700	511,500	465,300	442,300	419,200	396,100
ブルンジ	760,000	740,000	695,800	673,200	650,600	582,800	515,000	469,800	424,600	402,000	379,400	356,900
ベナン	810,000	790,000	749,800	726,400	703,000	632,900	562,800	516,000	469,200	445,900	422,500	399,100
ボツワナ	720,000	700,000	661,000	639,800	618,600	555,000	491,400	449,000	406,600	385,400	364,200	343,000
マダガスカル	690,000	670,000	630,800	610,800	590,800	530,800	470,800	430,800	390,800	370,800	350,800	330,900
マラウイ	780,000	760,000	721,900	699,700	677,400	610,600	543,800	499,300	454,700	432,500	410,200	388,000
マリ	840,000	820,000	773,700	750,100	726,600	656,000	585,400	538,300	491,300	467,700	444,200	420,700
南アフリカ共和国	640,000	580,000	548,100	527,900	507,700	447,200	386,700	346,300	305,900	285,800	265,600	245,400
モーリシヤス	580,000	560,000	527,200	507,900	488,500	430,500	372,500	333,800	295,100	275,700	256,400	237,100
モーリタニア	820,000	800,000	756,400	733,600	710,700	642,200	573,700	528,000	482,300	459,400	436,600	413,800
モザンビーク	720,000	700,000	662,100	642,200	622,300	562,700	503,100	463,400	423,600	403,700	383,900	364,000
モロッコ	530,000	520,000	483,300	464,900	446,400	391,000	335,600	298,700	261,700	243,300	224,800	206,400
リビア	590,000	570,000	537,500	518,800	500,100	443,900	387,700	350,300	312,800	294,100	275,400	256,700
リベリア	760,000	740,000	697,700	676,400	655,100	591,200	527,300	484,700	442,100	420,800	399,500	378,300
ルワンダ	790,000	770,000	726,700	704,200	681,800	614,400	547,000	502,100	457,200	434,800	412,300	389,900
レソト	600,000	580,000	548,100	527,900	507,700	447,200	386,700	346,300	305,900	285,800	265,600	245,400

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別									
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	コルカタ	円 580,000	円 566,200	円 545,500	円 483,400	円 421,300	円 379,900	円 338,500	円 317,800	円 297,100	円 276,400
	チェンナイ	580,000	562,100	541,600	480,000	418,400	377,400	336,300	315,800	295,200	274,700
	ムンバイ	600,000	562,100	541,600	480,000	418,400	377,400	336,300	315,800	295,200	274,700
	ジャカルタ	500,000	487,900	468,500	410,200	351,900	313,100	274,200	254,800	235,400	216,000
	スラバヤ	560,000	521,800	501,900	442,100	382,300	342,500	302,600	282,700	262,800	242,900
	デンバサール	500,000	487,900	468,500	410,200	351,900	313,100	274,200	254,800	235,400	216,000
	メダン	540,000	521,800	501,900	442,100	382,300	342,500	302,600	282,700	262,800	242,900
	チェンマイ	420,000	408,200	391,200	340,200	289,200	255,200	221,100	204,100	187,100	170,100
	清州	510,000	475,900	456,100	396,600	337,100	297,500	257,800	238,000	218,100	198,300
	釜山	510,000	475,900	456,100	396,600	337,100	297,500	257,800	238,000	218,100	198,300
	広州	530,000	492,200	471,700	410,200	348,700	307,700	266,600	246,100	225,600	205,100
	上海	570,000	528,000	506,000	440,000	374,000	330,000	286,000	264,000	242,000	220,000
	重慶	530,000	495,300	475,600	416,400	357,200	317,700	278,300	258,500	238,800	219,100
	瀋陽	530,000	495,300	475,600	416,400	357,200	317,700	278,300	258,500	238,800	219,100

大洋州	青島	510,000	492,200	471,700	410,200	348,700	307,700	266,600	246,100	225,600	205,100
	香港	530,000	492,200	471,700	410,200	348,700	307,700	266,600	246,100	225,600	205,100
	カラチ	720,000	680,400	659,800	597,900	536,000	494,800	453,500	432,900	412,200	391,600
	マニラ	440,000	425,900	409,000	358,500	308,000	274,300	240,600	223,800	206,900	190,100
大洋州	ホーチミン	500,000	469,100	450,400	394,500	338,600	301,300	264,000	245,400	226,700	208,100
	ベトナム	410,000	396,500	380,000	330,400	280,800	247,800	214,800	198,200	181,700	165,200
	シドニー	600,000	556,200	533,000	463,500	394,000	347,600	301,300	278,100	254,900	231,800
	パース	560,000	544,200	521,500	453,500	385,500	340,100	294,800	272,100	249,400	226,800
大洋州	ブリスベン	580,000	544,200	521,500	453,500	385,500	340,100	294,800	272,100	249,400	226,800
	メルボルン	600,000	556,200	533,000	463,500	394,000	347,600	301,300	278,100	254,900	231,800
	オークランド	530,000	511,300	490,000	426,100	362,200	319,600	277,000	255,700	234,400	213,100
	ポートモレスビー	740,000	721,000	697,900	628,400	558,900	512,600	466,300	443,200	420,000	396,900
北米	アトランタ	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	サンフランシスコ	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	シカゴ	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	デトロイト	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	デンバー	450,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	ナッシュビル	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	ニューヨーク	550,000	476,800	456,900	397,300	337,700	298,000	258,200	238,400	218,500	198,700
	ハガツニヤ	440,000	425,500	407,800	354,600	301,400	266,000	230,500	212,800	195,000	177,300
	ヒューストン	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	ポートランド	450,000	438,800	420,600	365,700	310,800	274,300	237,700	219,400	201,100	182,900
	ボストン	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	ホノルル	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	マイアミ	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	ロサンゼルス	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	カルガリー	520,000	508,600	487,400	423,800	360,200	317,900	283,700	261,900	240,100	218,300
中南米	トロント	560,000	523,800	502,000	436,500	371,000	327,400	283,700	254,300	233,100	211,900
	バンクーバー	550,000	508,600	487,400	423,800	360,200	317,900	275,500	254,300	233,100	211,900
	モントリオール	520,000	508,600	487,400	423,800	360,200	317,900	275,500	254,300	233,100	211,900
	クリチバ	590,000	575,800	551,800	479,800	407,800	359,900	311,900	287,900	263,900	239,900
中南米	サンパウロ	680,000	635,100	609,600	532,900	456,200	405,100	354,000	328,400	302,900	277,300
	ベレン	660,000	640,700	615,800	541,200	466,600	416,800	367,000	342,200	317,300	292,400
	マナウス	700,000	678,500	653,100	577,000	500,900	450,100	399,300	374,000	348,600	323,200
	リオデジャネイロ	690,000	640,700	615,800	541,200	466,600	416,800	367,000	342,200	317,300	292,400
リマ	リマ	600,000	587,600	566,000	501,200	436,400	393,300	350,100	328,500	306,900	285,300
	ミラノ	630,000	588,400	563,800	490,300	416,800	367,700	318,700	294,200	269,700	245,200
欧州	ミラノ	630,000	588,400	563,800	490,300	416,800	367,700	318,700	294,200	269,700	245,200

中東	エディンバラ	530,000	514,800	493,400	429,000	364,700	321,800	278,900	257,400	236,000	214,500
	ロンドン	530,000	514,800	493,400	429,000	364,700	321,800	278,900	257,400	236,000	214,500
	バルセロナ	550,000	536,800	514,400	447,300	380,200	335,500	290,700	268,400	246,000	223,700
	デュッセルドルフ	570,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	ハンブルク	550,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	フランクフルト	570,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	ミュンヘン	550,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	ストラスブール	590,000	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
	マルセイユ	560,000	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
	ウラジオストク	660,000	615,900	592,000	520,500	449,000	401,300	353,600	329,700	305,900	282,100
中東	サングトペテルブルク	660,000	582,000	558,600	488,600	418,600	371,900	325,200	301,800	278,500	255,200
	ハバロフスク	660,000	615,900	592,000	520,500	449,000	401,300	353,600	329,700	305,900	282,100
	ユジノサハリンスク	700,000	653,700	629,300	556,300	483,300	434,600	385,900	361,500	337,200	312,900
	ドバイ	520,000	502,200	481,300	418,500	355,700	313,900	272,000	251,100	230,200	209,300
	ジッタ	550,000	531,200	510,800	449,900	389,000	348,300	307,700	287,400	267,100	246,800
	イスタンブール	620,000	598,300	573,400	498,600	423,800	374,000	324,100	299,200	274,200	249,300

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別											
		大 使 公 使 特 号 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号 6 号 7 号 8 号 9 号											
アジア	ジャカルタ (東南アジア諸国連合)	560,000 円	540,000 円	507,300 円	487,900 円	468,500 円	410,200 円	351,900 円	313,100 円	274,200 円	254,800 円	235,400 円	216,000 円
北米	ニューヨーク (国際連合)	630,000	530,000	496,600	476,800	456,900	397,300	337,700	298,000	258,200	238,400	218,500	198,700
	モントリオール (国際民間航空機関)	590,000	570,000	529,800	508,600	487,400	423,800	360,200	317,900	275,500	254,300	233,100	211,900
欧州	ウイーン (在ウイーン国際機関)	670,000	650,000	602,100	578,000	554,000	481,700	409,400	361,300	313,100	289,000	264,900	240,900
	ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)	800,000	680,000	631,300	606,000	580,800	505,000	429,300	378,800	328,300	303,000	277,800	252,500
	(軍縮会議)	700,000	680,000	631,300	606,000	580,800	505,000	429,300	378,800	328,300	303,000	277,800	252,500
	パリ (経済協力開発機構)	680,000	610,000	568,400	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
	(国際連合教育科学文化機関)	630,000	610,000	568,400	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
	ブリュッセル (欧州連合)	680,000	610,000	572,800	549,800	526,900	458,200	389,500	343,700	297,800	274,900	252,000	229,100

附 則

1 この法律は、公布の日、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「新法」という。）別表第二の規定は平成二十三年四月一日から、新法第十五条の二の規定はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の翌月分以降の子女教育手当の支給について適用し、施行日の属する月分の子女教育手当の支給については、なお従前の例による。